

規制改革実施計画

平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定

規制改革実施計画 目次

I 共通的事項

1 本計画の目的	1
2 本計画の基本的性格	1
3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	2
4 改革の重点分野	2
5 規制改革ホットラインの設置	2
6 国際先端テストの実施	2
7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー等）	3
8 計画のフォローアップ等	3

II 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	4
(2) 個別措置事項	
①医薬分業推進の下での規制の見直し	5
②医薬品に関する規制の見直し	6
③医薬情報の有効活用に向けた規制の見直し	7
④遠隔モニタリングの推進	9
⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し	10
⑥食品の表示制度の見直し	11

2 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	14
(2) 個別措置事項	
①多様な働き方の実現	15
②円滑な労働移動を支えるシステムの整備	15

3 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	16
(2) 個別措置事項	
①農地中間管理機構の機能強化	17
②農地情報公開システムの機能向上	18
③農業協同組合改革の確実な実施	18

4 投資促進等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	19
(2) 個別措置事項	
①廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し	20
②エネルギーの安定供給	22
③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し	23
④次世代自動車の普及拡大促進	24
⑤ロボット利活用の促進	27
⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化	29
⑦その他民間事業者等の要望に応える見直し	31

5 地域活性化分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	33
(2) 個別措置事項	
①空きキャパシティの再生・利用	34
②地域における道路の多面的機能の発揮	36
③主に地方自治体が所管する規制の改革	37
④その他地域活性化に資する規制改革	38

規制改革実施計画

〔平成 27 年 6 月 30 日〕
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この課題に強力かつ着実に取り組むため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、一昨年及び昨年の 2 次におたり「規制改革に関する答申」を提出した。その後引き続き成長戦略の推進及び国民への多様な選択肢の提供につながる規制改革を中心に検討を行い、平成 27 年 6 月 16 日に「規制改革に関する第 3 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1 本計画の目的

本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とする。

2 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革に関する第 3 次答申」（平成 27 年 6 月 16 日規制改革会議）により示された規制改革事項等について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

内外の社会構造や経済構造等の変化に伴い、規制改革は常に進めていく必要がある。

その上で、近年、特に規制改革の経済政策としての位置付けが重要となっている。規制改革は、成長戦略の中核を成すものであり、その推進により、ヒト・モノ・カネ・情報が成長に向かって動き出すような状況を整備していくことが必要である。

さらに、国民生活に密接な関係を持つ諸分野における規制改革を通じて、国民ニーズに対応した多様な選択肢を提供できるような環境を整備することが求められる。

このため、規制改革により、以下の点の実現を図る必要がある。

- ①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する。
- ②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする。
- ③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を発揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める。
- ④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く。

4 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革に関する第3次答申」を踏まえ、また、『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野とする。

5 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成25年3月22日に設置した。

内閣府は、寄せられた要望について、関係府省に随時検討要請し、その回答を取りまとめ、公表するとともに、規制改革会議に報告する。

6 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているか

を検証するものである。

今後、規制改革を進めるに当たり、この手法を活用することとし、その定着に努める。

7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー等）

各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性ある形で見直していくため、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築する。

規制の見直し期限については、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、平成27年末までに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき設定された規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」に必要な修正を行った上で、規制所管府省のホームページ等において公表する。

8 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、平成27年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。また、内閣府は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、上記フォローアップ時に合わせてフォローアップを行い、公表する。

さらに、内閣府は、残された課題に着実に対応するため、本計画策定後、速やかに更なる検討を開始し、日本経済再生本部、まち・ひと・しごと創生本部、経済財政諮問会議等と効果的かつ効率的に連携しつつ、来夏まで規制改革会議での検討の仕組みを維持し、継続的にその体制の下での検討及び意見を踏まえた取組を進めていくものとする。

II 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

国民の安心・安全の確保を前提に、「国民の利便性向上」、「医療や福祉サービスの発展による経済の活性化」、「保険財政の健全化」の3つを基本的な考えとし、①医薬分業推進の下での規制の見直し、②医薬品に関する規制の見直し、③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し、④遠隔モニタリングの推進、⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し、⑥食品の表示制度の見直しについて、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 医薬分業推進の下での規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し	地域包括ケアの推進において、薬局及び薬剤師が薬学的管理・指導を適切に実施する環境を整える観点から、かかりつけ薬局の要件を具体的に明確化するなど、薬局全体の改革の方向性について検討する。	平成27年度検討・結論	厚生労働省
2		薬局の機能やサービスに応じた診療報酬となるように、調剤報酬の在り方について抜本的な見直しを行い、サービスの質向上と保険財政の健全化に資する仕組みに改める。門前薬局の評価を見直すとともに、患者にとってメリットが実感できる薬局の機能は評価し、実際に提供したサービスの内容に応じて報酬を支払う仕組みに改めるなど、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする。	平成27年度検討・結論、次期診療報酬改定において措置	厚生労働省
3		薬局においてサービス内容とその価格を利用者に分かりやすく表示し、利用者が薬局を選択できるようにする。さらに、利用者がサービスごとに利用の可否を選択できるよう、提供されたサービスを利用者が確認することも含めてサービスの提供の在り方を検討する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省
4		リフィル処方箋の導入や分割調剤の見直しに関する検討を加速し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	厚生労働省
5	政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	医薬分業の政策効果について、医薬品による治療の安全性向上と保険財政の効率化の観点から、定性・定量両面で検証を行い、検証結果等を踏まえて、今後の医薬分業推進における政策目標や評価指標を明確化する。	平成27年度検討・結論	厚生労働省
6		政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	厚生労働省
7	保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立	医薬分業の本旨を推進する措置を講じる中で、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保険医療機関の間で、患者が公道を介して行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改める。保険薬局と保険医療機関の間の経営上の独立性を確保するための実効ある方策を講じる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省
8	ICT技術を活用した服薬情報の一元化	ICTの有効活用により、患者自身及び薬局が服薬情報の管理を行い、他の薬局及び医療機関等と情報連携をより効果的、効率的に行うことができる仕組みの構築について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	厚生労働省

②医薬品に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
9	新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	新医薬品の処方日数制限について、副作用の早期発見など、安全性確保に留意の上、中央社会保険医療協議会において検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	厚生労働省
10	市販品と類似した医療用医薬品(市販品類似薬)の保険給付の在り方等の見直し	市販品類似薬を含めた医療用医薬品の給付及び使用について、残薬削減等による保険給付の適正化の観点から次期診療報酬改定に向けて方策を検討し、結論を得る。その際、特に市販品類似薬については負担の不公平が生じやすいとの指摘を踏まえ、実効性のある適正給付の在り方を検討する。	平成27年度検討・結論	厚生労働省
11		これまでの診療報酬改定で対応したビタミン剤とうがい薬の医療費適正化の検証として、例えば医療機関別、地域別等の観点から給付額の増減について調査を行い、結果を公表する。	平成27年度措置	厚生労働省
12	スイッチOTCの更なる推進	「『日本再興戦略』改訂2014」を踏まえ検討中の新たな仕組みにおいては、多様な主体が意見を提出できるようにし、その検討プロセスの透明性を確保するなど、有用な意見を適切に反映する仕組みを確実に構築する。	平成27年度措置	厚生労働省

③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
13	レセプト情報・特定健診等情報データベースの研究利用の法的位置付けの検討	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しの検討状況を踏まえ、NDBデータの公益目的での研究利用の法律上の位置付けや制度的枠組みについて検討し、結論を得る。	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しに合わせて検討・結論	厚生労働省
14	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける民間利用の拡大	民間企業でも公益性の高い研究は可能であることから、民間企業に所属する研究者であっても、NDBデータの公益目的での利用が可能となるよう、民間企業からの提案に基づき、厚生労働省においてNDBデータを基にした集計表を作成する枠組みを構築する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省
15		これまで「サンプリングデータセット」を提供した関係者等の意見も踏まえつつ、探索的研究が可能な「サンプリングデータセット」の内容の充実を図る。	平成27年度措置	厚生労働省
16	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける探索的研究の充実	平成27年4月に開設されたオンサイトリサーチセンターについて、システムの安定的な稼働に資する検証を行いつつ、利用者の範囲や利用方法などの運用ルールの確立を図る。その上で、精度の高い研究の実施に資するようなオンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策を検討し、結論を得る。	(オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立) 平成27年度措置 (オンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策) 平成28年度検討・結論	厚生労働省
17	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける最少集計単位の検討	研究成果の公表に当たり、集計単位が市区町村の場合に患者数等が100未満になる集計単位が含まれていないことを条件とすることの妥当性について、提供依頼申出者の意見を聴いた上で検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	厚生労働省
18	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける地方公共団体の利用手続簡素化	提供依頼申出者が地方公共団体である場合のNDBデータの提供の枠組みの在り方について、その利用目的等に応じた再整理を行うとともに、特に迅速にデータ提供を行う必要がある場合には、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」の意見聴取を省略することを検討し、結論を得る。	措置済み	厚生労働省
19		NDBを活用したレセプトデータ分析がより容易になるよう、電子レセプト上で省略されている各診療行為等の点数や回数、診療識別を補完する等、NDBのシステム改修を行う。	措置済み	厚生労働省
20	レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析の効率化	研究者等が自らの研究にNDBデータを活用することが可能か事前に判断できるようにするため、項目ごとの出現率などのデータ精度に関する情報等、NDBデータの分析に役立つ情報について精査し、公表する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省

21	医療データの活用に向けた検討	厚生労働省内において、各種医療データのデータベース化の進捗管理や、省全体でのデータ利用を可能とする方策の検討、医療機関の負担軽減につながる各種調査の見直し、医療機関へのフィードバックを含む第三者提供の在り方に関する検討等を行うため、部局横断的なワーキング・グループを設置する。	措置済み	厚生労働省
22		「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の医療分野の統計調査について、調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、病床機能報告制度、NDB及びDPCデータとの重複を整理し、抽出できる情報の活用について検討を行った上で、調査事項の見直しを行う。	統計調査の定期的な見直し(病院報告は平成28年度、医療施設調査及び患者調査は平成29年度)に合わせて措置	厚生労働省
23	地方厚生局が保有するデータの活用	厚生労働省の地方厚生局が実施する、診療報酬の施設基準の届出状況等の報告について、中央社会保険医療協議会の意見に基づく調査への活用等、省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築し当該データベースの活用推進を含めた所要の措置を取る。	平成27年度中に検討開始、平成29年度にシステムを稼働させることにより措置	厚生労働省
24	DPCデータの活用	DPCデータについて、厚生労働省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築する。	平成29年度措置	厚生労働省
25	病床機能報告制度の活用	「病床機能報告制度」により報告された医療データの活用促進のため、都道府県ホームページにて結果を公表する。	平成27年度措置	厚生労働省
26		調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の既存の調査との重複を整理し、NDBのレセプトデータ等から抽出できる情報の活用についての検討も行った上で、必要に応じ制度の見直しを行う。	医療施設調査及び患者調査の見直し時期等に合わせ、平成29年度措置	厚生労働省

④遠隔モニタリングの推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
27	有用な遠隔モニタリング技術の評価	在宅酸素療法及びCPAP療法について、安全性、有効性等についてのエビデンスを確認した上で、患者の利便性向上や医療従事者の負担軽減の観点から対面診療を行うべき間隔を延長することも含めて、遠隔でのモニタリングに係る評価について、中央社会保険医療協議会において検討する。	平成27年度措置	厚生労働省
28		遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料について、安全性、有効性等についてのエビデンスを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長することを中央社会保険医療協議会において検討する。	平成27年度措置	厚生労働省
29	遠隔診療の取扱いの明確化	局長通知「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」における遠隔診療の取扱いを分かりやすくするため、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものであれば、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、医師の判断により、遠隔診療を行うことが可能であるという取扱いを明確化する。	平成27年度措置	厚生労働省
30	遠隔診療推進のための仕組みの構築	遠隔診療の推進が政府の健康・医療戦略として位置付けられていることから、厚生労働省は、医療資源の適正化や産業振興の観点からも、遠隔診療を主体的に推進し、遠隔医療技術に関する評価及び学会との連携の強化等、安全性・有効性に関するエビデンスを積極的に確立する仕組みを構築する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省
31		医療資源の適正化や産業振興の観点から重点的な推進が求められる遠隔診療技術について、その具体的な推進策を取りまとめる。	平成27年度検討・結論	厚生労働省

⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
32		特定施設(介護付有料老人ホーム等)の事業経験年数に関する要件について、他の事業所における経験や他の介護保険サービスの経験も含めた事業者としての経験年数に変更する。	措置済み	厚生労働省
33	空室を利用したショートステイサービスの要件の見直し	特定施設本来の需要があれば、事業者がショートステイサービスを選択する経済的合理性はないため、特定施設の入居者率に関する基準を撤廃する。	措置済み	厚生労働省
34		特定施設のショートステイの利用状況や介護付有料老人ホーム等の事業者の意向も踏まえて、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省
35	介護保険事業(支援)計画における特定施設の利用者数の適切な見込量設定の支援	平成24年度から特定施設の空室を利用したショートステイサービスを提供できるようになったことを踏まえ、各地方公共団体が第6期介護保険事業(支援)計画(平成27～29年度)の作成時に、特定施設の利用者数の適切な見込量を定められるよう支援する。	措置済み	厚生労働省

⑥食品の表示制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
36	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し①(えん下困難者用食品の区分に応じた許可表示の見直し)	えん下困難者用食品について、消費者から見て各区分の食品の違いが分かりやすい表示の在り方について検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁
37	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し②(審査の効率化)	許可申請や許可基準に関する通知及びガイドラインにおいて、栄養成分等の分析値の幅表示が可能であることや基準適合を証明する資料についての明確化等を図り、都道府県等の保健所に周知する。	平成27年度措置	消費者庁
38		申請者が消費者庁において事前相談を行えることを消費者庁のホームページ上や保健所を通じて周知する。	平成27年度措置	消費者庁
39		申請者の希望に応じた事前相談記録の交付を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	消費者庁
40	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し③(恒常的な審査体制の整備)	特別用途食品の審査について、特定保健用食品と同様に恒常的な審査体制の整備を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	消費者庁
41	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し④(許可基準の周知(低たんぱく質食品))	低たんぱく質食品の許可申請をした食品と同種の食品が存在しない場合や通常毎日食さない食品の場合でも許可対象になることを、都道府県等の保健所に周知する。	平成27年度措置	消費者庁
42	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し⑤(許可基準の見直し(えん下困難者用食品))	えん下困難者用食品の試験方法に、試料規定サイズより小さい製品の試験方法に関する規定を追加する。	平成27年度措置	消費者庁
43	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し⑥(とろみ調整食品などの新たな食品区分の追加)	とろみ調整食品を特別用途食品に位置付けることについて、品質及び安全性を担保する規格も含めて検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁
44		医療・介護現場等からの要望に基づき、糖尿病食等の新たな食品区分を追加する仕組みを検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁
45		新たな食品区分の追加や既存の基準の見直しに当たっては、医学的・栄養学的知見を有する者、医療・介護関係者、製造者、販売者及び患者団体等から構成される検討会において検討を行う。	平成28年度結論	消費者庁

46	特定保健用食品における審査手続の見直し①(同時並行審査方式への見直し)	消費者庁は、特定保健用食品の審査の手順について、消費者委員会、食品安全委員会及び厚生労働省の審査を同時並行で行う方式への変更を検討し、必要な措置を行う。	平成27年措置	消費者庁 内閣府 厚生労働省
47	特定保健用食品における審査手続の見直し②(製品見本の試験検査時期の自由化)	消費者庁は、製品見本の試験検査について、審査により試験検査が無駄になった場合や再検査が必要になった場合でも、試験検査の手数料は返却しない旨を申請者が承諾すれば、許可申請後いつでも試験検査依頼を行えるようにする。	平成27年措置	消費者庁
48	特定保健用食品における審査手続の見直し③(消費者庁による許可要件の判断基準の明確化)	消費者庁は、特定保健用食品の許可要件の判断基準について、以下の点を「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」又はそのガイドラインにおいて明確化する。 (1) 当該申請食品がその摂取者に与える影響に係る科学的知見に基づいて判断を行うこと (2) 許可要件「食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することができるものであること」以外の要件を全て満たす場合において、不許可の判断を行う場合は、十分な科学的知見に裏付けられた相当程度に明確かつ直接的な根拠に基づいて行うこと (3) (1)、(2)の場合の「科学的知見」とは、「許可判断時点における医学・栄養学等の諸学問の水準を初めとした、その他食品の安全性及び効果を判断するに当たって影響を及ぼし得る科学的知識であり、かつ、客観的に社会に存在するもの」であること	平成27年措置	消費者庁
49	特定保健用食品における審査手続の見直し④(適切な標準的事務処理期間の設定)	消費者庁は、審査全体での事務処理期間を勘案の上、消費者庁における標準的事務処理期間を短縮する。あわせて、消費者庁は、標準的事務処理期間内処理の達成状況や達成に向けた取組を公表する。	(標準的事務処理期間の短縮) 平成27年措置 (標準的事務処理期間内処理の達成状況や取組の公表) 平成28年度措置	消費者庁
50	特定保健用食品における審査手続の見直し④(適切な標準的事務処理期間の設定)	消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、申請書類が提出された特定保健用食品の審査について、審査全体での事務処理期間を勘案した上での適切な標準的事務処理期間の設定について検討し、平成27年中に結論を得るよう要請する。あわせて、消費者委員会による標準的事務処理期間内処理の達成状況及び達成に向けた取組の公表を検討し、平成27年中に結論を得るよう要請する。	平成27年度上期措置	内閣府
51	特定保健用食品における審査手続の見直し⑤(審査手続の予見性向上)	消費者庁は、消費者委員会及び食品安全委員会と連携し、いつ申請すればいつ各委員会では審査が開始されるか「見える化」を図る。	平成27年措置	消費者庁 内閣府
52	特定保健用食品における審査手続の見直し⑤(審査手続の予見性向上)	消費者庁は、審査開始時期の見通しを申請者に示す。	平成27年措置	消費者庁

53	特定保健用食品における審査手続の見直し⑥(消費者委員会による申請者への議事録開示)	消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、申請商品の審査に関する該当箇所の議事録の申請者への速やかな開示を検討し、平成27年度上期中に結論を得よう要請する。	平成27年度上期措置	内閣府
54	特定保健用食品における審査手続の見直し⑦(消費者委員会による議事録の公開)	消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、新開発食品評価調査会の議事録について、必要な処理をした上で公開することを検討し、平成27年度上期中に結論を得よう要請する。	平成27年度上期措置	内閣府
55	特定保健用食品における審査手続の見直し⑧(特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の法令上の位置付けの明確化)	消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、新開発食品調査部会及び新開発食品評価調査会の議事録公開の時期について、食品安全委員会の安全性審査に関する議事録公開と同等の期間(1か月以内)とすることを検討し、平成27年度上期中に結論を得よう要請する。	平成27年度上期措置	内閣府
56	特定保健用食品における審査手続の見直し⑨(特定保健用食品(規格基準型)の要件の見直し)	特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の審査については、現在の運用実態に合わせ、内閣府令上も明確化する。	平成28年度上期措置	消費者庁 内閣府
57	特定保健用食品における審査手続の見直し⑩(特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の保健の用途の表示の確認の省略)	消費者庁は、特定保健用食品(規格基準型)として認める関与成分の条件について、平成21年5月29日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で了承されたスクリーニング基準を参考に、食品形態等に関する要件や定期的な見直しも含めて検討し、政令、府令又は通知で定める。	平成28年度上期措置	消費者庁 内閣府
58	特定保健用食品における審査手続の見直し⑪(特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の保健の用途の表示の確認の省略)	特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の保健の用途の表示が医薬品的な表示に抵触しない旨を既に確認している関与成分については、既に許可を受けた表示と同一の表示を行う場合に限り、確認を省略できる運用とする。	平成27年措置	消費者庁 厚生労働省

2 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

国民一人一人が自らの能力を発揮できる多様な働き方が選択可能となることに加え、働き手のニーズ、産業構造の変化や技術革新等の環境変化に即した円滑な労働移動を支えるシステムの整備を更に進めるため、①多様な働き方の実現、②円滑な労働移動を支えるシステムの整備それぞれに係る事項について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 多様な働き方の実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備	労働移動支援助成金が事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知を図る。あわせて、そのような場合において、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く仕組みについて検討を行う。 また、支援の対象となる労働者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め、いかなる支援が可能かについて検討を行う。	平成27年度中に結論。結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
2	多様な働き手のニーズに応える環境の整備	多様な働き手のニーズに応じていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。	平成27年度中に検討	厚生労働省

② 円滑な労働移動を支えるシステムの整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
3	雇用仲介事業の規制の再構築	雇用仲介事業の規制について、厚生労働省で開催されている雇用仲介事業等の在り方に関する検討会において、「『雇用仲介事業の規制の再構築』に関する意見」(平成27年1月28日規制改革会議)にも掲げられた下記の観点を含め、検討を行う。 a 事業者間の連携・協業を促進し、利用者の立場に立ったマッチングを実現する規制改革 b 時代の変化に即した規制体系への抜本的改革 c 縦割りとなっている雇用仲介サービスに係る法制の垣根の解消	平成28年夏までに検討会取りまとめ。その後、労働政策審議会において検討を行い、結論を得次第速やかに措置。ただし、法律改正を伴わない事項については、個々に検討を行い、平成28年夏を待たずに、可能なものから措置	厚生労働省
4	労使双方が納得する雇用終了の在り方	現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。 a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。 b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。 c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立つて、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」(平成27年3月25日規制改革会議)に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。	a及びb 平成27年度検討・結論。結論を得次第速やかに措置 c 平成27年中、可能な限り速やかに検討開始	a 厚生労働省 b及びc 厚生労働省及び法務省

3 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するため、農地の集積・集約化を推進するとともに、地域の単位農協が主役となって創意工夫を発揮できるよう、①農地中間管理機構の機能強化、②農地情報公開システムの機能向上、③農業協同組合改革の確実な実施について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 農地中間管理機構の機能強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	農地中間管理機構の実績等の公表	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表する。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省
2	農地中間管理機構の体制の改善	農地中間管理機構・都道府県に対し、抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求めるとし、それを踏まえて改善した農地中間管理機構における役員や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置(業務委託先における担当者の配置も含む。)等の体制を公表するよう農地中間管理機構等に要請する。 あわせて、農地中間管理機構等に対し、そうした改善状況を国に報告するよう求めるとともに、その内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請する。さらに、市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請する。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省
3	農地の集積・集約化の環境整備	農地中間管理機構の農地の集積・集約化のインセンティブを高めるため、各都道府県の農地中間管理機構の優良事例を集めて、都道府県及び各農地中間管理機構の間で共有した上で、農業基盤整備との連携を強化するとともに実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する等、リーダーシップを発揮すべき都道府県知事に対して農地の集積・集約化を促す仕組みを構築する。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省
4		農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行うため、市町村ごとの人・農地の状況に関する情報が適時に収集され、公表される仕組みを構築する等、市町村・農業委員会による出し手の発掘に向けた取組を促す。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省
5	遊休農地等に係る課税の強化・軽減等	農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する。	平成27年度検討、可能な限り 早期に結論を得る	農林水産省
6	転用利益の地域の農業への還元	農地転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について、 ①有識者からなる検討会を開催し、関係者へのヒアリング、アンケート調査等を行いつつ検討を進める。 ②検討会において①の検討を踏まえた論点整理を行う。	①平成27年度検討 ②平成28年度早期 論点整理	農林水産省
7	農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化	農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討する。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省

②農地情報公開システムの機能向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
8	農地情報公開システムの機能向上	各農業委員会で整備している農地情報公開システムの一元化に際しては、引き続き農地中間管理機構等のシステム利用者等との協議を通じてそのニーズを把握した上で、利便性・効率性を更に向上させるとともに、現況に基づく最新の農地情報(耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等)をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。	平成27年度検討開始、平成28年度措置	農林水産省

③農業協同組合改革の確実な実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
9	農業協同組合改革の確実な実施	連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。	平成28年度以降措置	農林水産省

4 投資促進等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

規制改革は政府の成長戦略を進めていく上でも重要であり、規制改革を進めるに当たっては、規制改革ホットラインなどに寄せられる事業者等の意見を十分に踏まえ、幅広い産業における規制を見直すことが肝要である。

こうした観点から、①廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し、②エネルギーの安定供給、③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し、④次世代自動車の普及拡大促進、⑤ロボット利活用の促進、⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化、⑦その他民間事業者等の要望に応える規制の見直しについて、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進①(廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化)	店頭回収されたペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化や都道府県等に対する通知の発出等について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省
2	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進②(再生利用指定制度の活用推進)	「再生利用指定制度」の活用の促進に関し、同制度の趣旨、手続の流れ及び指定要件の明確化並びにそれらの周知徹底などについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省
3	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進③(一般指定の推進)	一般指定制度の活用に関し、都道府県等に対する通知の発出や同制度の周知徹底などについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省
4	企業グループにおける産業廃棄物の在り方の見直し	企業グループ内における産業廃棄物処理の在り方について、事業者の現状及びニーズを明確化した上で、近年の企業の経営環境を踏まえた効率的かつ環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、排出事業者責任の共有の在り方を含め、適切な産業廃棄物処理を担保する制度につき検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成22年改正産業廃棄物処理法附則に基づく施行5年後の見直しに合わせて措置	環境省
5	土壌汚染対策法の見直し①(国際制度比較調査の実施)	土壌汚染に係る規制につき、国際的な制度比較のための調査を実施する。	平成27年度措置	環境省
6	土壌汚染対策法の見直し②(形質変更時の届出要件の見直し)	工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省
7	土壌汚染対策法の見直し③(自然由来物質に係る規制の見直し)	自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省

8	県外産業廃棄物流入規制の見直し	都道府県等による産業廃棄物の流入規制について実態調査を行う。加えて、廃棄物処理法の趣旨・目的を越えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する。	平成27年度以降順次措置	環境省
9	廃棄物処理法の実地確認に係る運用の統一	廃棄物処理法上の実地確認について、優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられることについて、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知徹底する。	平成27年度措置	環境省
10	産業廃棄物収集運搬業許可に係る申請書類様式の統一化	産業廃棄物処理業の許可に係る申請書類について、廃棄物処理法施行規則等の様式を使用するよう、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知徹底する。	平成27年度措置	環境省

②エネルギーの安定供給

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
11	「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し①(通知等による周知徹底)	各都道府県、政令指定都市等(環境アセスメント条例保有自治体)に対して、「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」(以下「本ガイドライン」という。)が法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、その趣旨に従った対応に留意すべきである旨の文書(通知)を発出するとともに、同通知を本ガイドラインと同一のホームページ上に掲載する。	平成27年上期措置	環境省
12	「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し②(セミナー等での周知徹底)	セミナーや説明会など各種の機会を捉えて、事業者や自治体に対して、本ガイドラインが法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、当該趣旨を周知徹底する。	平成27年度以降継続的に措置	環境省
13	「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し③(ガイドラインの改訂)	事業者、自治体の意見を踏まえつつ、本ガイドラインを、法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを更に明確化しながら改訂する。その際、優良事例については商用運転しているものを含めるなど一定の幅を持たせた記載を行う。	平成27年度検討・結論・措置	環境省
14	国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの検討①(建築物の高さ制限の検討)	自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、マスコミ等を含め公開で開催している「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」(以下「本検討会」という。)において、自然公園内における地熱発電所の建築物の高さ制限の考え方を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	環境省
15	国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの検討②(特別保護地区・第一種特別地域の区域外からの傾斜掘削の容認)	自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、本検討会において、「特別保護地区・第一種特別地域の区域外からの傾斜掘削を容認すること」との要望について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	環境省
16	国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの検討③(優良事例の考え方)	自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、次のような指摘があることにも留意しつつ、本検討会において、国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例を検討し、結論を得る。 ① 予見に基づく全国一律的な規制を設けるのではなく、個別地点ごとに異なる諸条件に柔軟な対応をすべきこと ② 調査の進展につれて熱源の出力や位置が明らかになる地熱開発の特性を考慮して、初期段階でのスクリーニングが行われないよう配慮すること ③ 景観保護の観点では、風景を積極的に作っていくエコロジカルランドスケープ手法等も評価すること	平成27年度検討・結論	環境省

③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	出張理美容に係る規制の見直し①(「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の明確化)	現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。	平成27年度措置	厚生労働省
18	出張理美容に係る規制の見直し②(「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の拡大)	「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省
19	出張理美容に係る規制の見直し③(実施主体の拡大)	出張理容・出張美容に関して、誤解が生じないように実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に対し改めて周知徹底する。	平成27年度措置	厚生労働省
20	理美容業の在り方に係る規制の見直し①(理容及び美容の範囲)	利用者が男性か女性の性別に着目してサービス内容を定めている「理容師法及び美容師法の運用について」(昭和53年12月5日環指第149号)を改め、性別による職務範囲の規制を撤廃する。	平成27年度措置	厚生労働省
21	理美容業の在り方に係る規制の見直し②(理容所、美容所の重複開設の容認)	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。	①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省
22	理美容業の在り方に係る規制の見直し③(両資格の取得の容易化)	理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	厚生労働省
23	理美容業の在り方に係る規制の見直し④(国家試験及び養成施設の教育内容)	国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	厚生労働省

④次世代自動車の普及拡大促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
24	水素スタンドにおけるセルフ充填の許容	一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
25	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可①(第一種製造者)	高圧ガス保安法上の第一種製造者が圧縮水素スタンドを市街化調整区域に設置することについては、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として、開発許可権者が当該地域における普及状況に応じて許可することが可能である。その明確化のため、燃料電池自動車の販売が開始されたことを踏まえ、同号の店舗等に「第一種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出する。	平成27年できるだけ早期に措置	国土交通省
26	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可②(第二種製造者)	高圧ガス保安法上の第二種製造者が設置する圧縮水素スタンドについて、技術基準の整備状況や今後の整備計画等を踏まえた上で、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出することを検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
27	水素スタンドの保安基準の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、必要な措置を講ずる。	平成29年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
28	パッケージ機器に係るコンテナの取扱いの緩和	水素スタンドに設置するコンテナを利用したパッケージ型の機器について、原則として常時人が立ち入らない平屋のものについては、建築基準法上の「建築物」に当たらないこととする方向で、建築基準法上の取扱いを明確化する技術的助言を発出する。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省
29	水素スタンド用蓄圧器へのフープラップ式複合圧力容器の使用	一般高圧ガス保安規則を改正し、フープラップ構造の複合圧力容器に係る技術上の基準を整備する。	平成27年度措置	経済産業省

30	温度上昇を防止する装置(散水基準)の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、水素スタンドに設置が義務付けられている散水設備について所要の合理化をする方向で、必要な措置を講ずる。	平成28年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
31	プレクール設備の無人運転の許容	平成26年11月に保安距離を不要とした付属冷凍設備(プレクール設備)など一定の条件を満たす付属冷凍設備について、無人運転が可能となるよう通知を発出する。	平成27年度措置	経済産業省
32	水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和	水素製造用改質器に係る規制について、当該施設の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査した上で、適切な規模要件等を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	平成27年度検討、平成28年度上期結論・措置	環境省
33	圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、ネックマウント方式を追加する方向で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
34	液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。	平成29年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置	経済産業省
35	適切な保安検査方法の整備	水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、従前及び今後蓄積する水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準(高圧ガス保安協会規格KHKS0850-1)も勘案した上で、82MPa圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
36	検査充填に用いる容器の取扱い見直し	水素スタンドでの検査充填に用いる容器について、他用途に転用されないこと等の条件を満たすものは、自動車燃料装置用容器と同様に扱うことができるよう通知を発出する。	平成27年度措置	経済産業省

37	蓄圧器の製造に関する検査に係る包括申請の適用範囲の見直し	水素スタンドに設置する複合容器用蓄圧器について、安全性に影響がない仕様変更があったときにも包括申請の対象とすることが可能とすることについて、民間団体等において安全性に影響がない仕様変更の内容について安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が示された場合には、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)」の見直し等を行う。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、データ等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
38	海外規格材料及び同等材の例示基準への追加	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等にて、水素脆化に対する評価を含む安全性に関する技術的検証により必要なデータ・材料規格等が示された場合には、必要な措置を講ずる。	必要なデータ・材料規格等が示され次第、速やかに検討・結論・措置	経済産業省
39	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進①(IEC規格との整合の迅速化)	IEC規格に適合した基準に基づく型式検定の活用を拡大する観点から、IEC規格の改訂に合わせて行う、工場電気設備防爆指針の改正に要する期間の短縮を着実に進める。	平成27年度以降 随時措置	厚生労働省
40	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進②(IEC-Exの枠組みによる型式検定の合理化)	IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)によってIEC規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを活用することにより、型式検定を簡略化できるよう検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度に結論を得次第措置	厚生労働省
41	外国登録検査・検定機関制度の早期普及	改正労働安全衛生法により創設された外国登録検査・検定機関制度の普及に向けて、国内外に周知徹底するなど所要の措置を講ずる。	平成27年度措置	厚生労働省

⑤ロボット利活用の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
42	新たな電波利用システムの整備	情報通信審議会において、ロボットの利活用を支えるための新たな電波利用システムの環境整備に向けて検討し、結論を得る。具体的には、小型無人機を含めロボットの利用可能な周波数帯の拡大や出力制限の緩和等について検討を行い、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
43	小型無人機に係る規制制度の整備	①「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型無人機を利用する事業等の発展や国際的な小型無人機に関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取り組を進める。 ②とりわけ、緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに所要の措置を講ずる。 ③その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。	①平成27年度以降順次措置 ②今通常国会にも必要な法案の提出を目指す ③平成27年度検討、可能な限り早期に結論	国土交通省
44	インフラの維持・保守におけるロボットの活用①(公共インフラ)	「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。	現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置	国土交通省
45	インフラの維持・保守におけるロボットの活用②(産業インフラ)	事業者等が行う現場ニーズに基づく技術開発及びプラント等を活用した実証・評価の成果を踏まえつつ、技術の安全性や保安の確保に必要な検知能力等を有しているかの評価を行い、必要に応じて、ロボット等による点検等に係る措置を検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論	経済産業省
46	搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行	①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについて、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえつつ、検討を進める。また、②無人トラクター等の無人農機の公道走行に係る取扱いについて、ジュネーブ条約等との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。	①平成27年度中に公道実証実験を全国展開、多様な環境下における実験結果を得次第検討開始 ②平成27年度検討開始	警察庁 国土交通省
47	新医療機器の審査の迅速化	ロボット技術を活用したものを含む新医療機器について、申請から承認までの標準的な総審査期間を、通常審査品目については14か月、優先審査品目については10か月とすることを目指し、着実に審査を迅速化する。	平成27年度以降随時措置	厚生労働省

48	介護保険給付対象の迅速な拡大	ロボット技術の急速な進歩に対応する観点から、①介護保険の給付対象に関する要望を随時受け付ける、②「介護保険福祉用具評価検討会」及び「社会保障審議会介護給付費分科会」を必要に応じて随時開催し、新たな種目を早期に追加する、③介護保険の給付対象となった具体的な種目を速やかに周知するなどの措置を講ずる。	①措置済み ②③平成27年度検討・結論、随時措置	厚生労働省
49	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁

⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
50	在留期間更新許可申請の受付可能期間の周知	在留期間更新許可申請について、必要に応じて3か月以上前から受け付けることが可能である旨を、法務省ホームページ等で、在留外国人やこれを雇用する事業主に分かりやすく明示する。	平成27年措置	法務省
51	在留資格「経営・管理」における手続の明確化	外国企業が日本に進出する際、支店か子会社かを問わず、登記事項証明書がなくても在留資格「経営・管理」が取得可能になったことについて、法務省ホームページ等で周知する。	平成27年度上期措置	法務省
52	日本語教育機関の開設条件の緩和	日本語教育機関の開設に当たって原則として校地及び校舎の自己所有が求められていることについて、現行の専修学校設置基準等も踏まえて緩和の可否を、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」の見直しに合わせて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	法務省 文部科学省
53	GPSを主要計器とする運航の解禁	GPSを主要計器とした場合の運航及び管制運用への影響等を検証するための評価運用の結果を踏まえ、航空運送事業者等の意見を聴いた上で、GPSを主要計器とした運航が可能となるよう関連通達を改正する。	平成27年度上期措置	国土交通省
54	港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管に係る運用の統一	産業廃棄物のコンテナ輸送に係る積替え保管の解釈を明確化した通知における「コンテナが滞留しないこと」とは、必ずしも当日中の積替えを一義的に求めているものではなく、正当な理由に基づいたコンテナの存置に該当するか否かを各自自治体において個別具体の状況に応じて適切に判断されたいという本通知の趣旨について、都道府県等に対して、各種会議等を通じて改めて周知する。	平成27年度措置	環境省
55	コンテナ輸送用シャーシの共用に係る運用の統一	コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、①当該収集運搬業者が当該シャーシの継続的な使用権限を有し、かつ、②当該融通が名義貸し(外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせること)に該当するなど産業廃棄物の不適正な収集運搬と判断される場合でなければ、現行制度下でも対応可能であることについて、都道府県等に対して、各種会議等を通じて改めて周知する。	平成27年度措置	環境省
56	研究の用に供する指定検疫物の輸入に係る規制の見直し	試験研究を目的として使用する血清等の指定検疫物について、輸出国政府機関による検査証明書がなくとも輸入可能とするための条件を、事業者の意見を聴きながら検討し、結論を得た上で、通知を发出する。あわせて、この取扱いの変更について、事業者に分かりやすく周知する。	平成27年検討・結論・措置	農林水産省

57	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制の明確化	平成27年度金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」中間整理(平成27年4月28日公表)において、『銀行と銀行サービスの利用者の間に立って、両者を介するサービスが拡大し、当該サービスに関連してトラブルが発生する場合には、利用者保護をどのように図るかといった課題も生じる可能性がある』、『様々なプレーヤーが登場し、サービスの種類も拡大する中、適正な利用者保護等を図るための枠組みについて検討していく必要がある』、『利便性を考慮しつつも、幅広い関係者が情報セキュリティ対策を推進していくための方策が重要』等との指摘がされているところ、これらの議論を踏まえてキャッシュアウトサービスの在り方について検討する。	平成27年度検討	金融庁
58	銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和	海外に進出している従属業務子会社に対する収入規制の在り方について、銀行持株会社集団に属する法人が海外において従属業務を営む子会社を設立する場合はグループ内銀行からの収入要件を対象外とすることなども含め、実態等を踏まえ検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁
59	投資専門子会社(特定子会社)の業務範囲の拡大	銀行の特定子会社のGP業務の併営について、銀行グループ全体で必要となるリスク管理方法、あるいは利益相反管理の体制等について検討を行った上で、結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁
60	改正個人情報保護法の円滑な施行	個人情報保護法の改正法案が成立した場合には、個人情報の適正かつ効果的な活用ひいてはビッグデータ・ビジネスの普及が図られるよう、事業者の意見も聞きながら個人情報保護委員会の規則等を策定し、円滑に同法案を施行する。その際、届出や記録、公表の義務により事業者に過度な負担を課すことのないよう特に留意する。	個人情報保護法の改正法案が成立後、施行までに検討・結論・措置	内閣官房 IT室
61	アクセシビリティに関するサービスに係る著作権法上の整理	障害者等の情報アクセスの充実を図る観点から、権利制限規定の在り方等について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省

⑦その他民間事業者等の要望に応える見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
62	老朽化マンションの建替え等の促進	老朽化マンションについて、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正により創設されたマンション敷地売却事業等の活用も含めて、建替え、改修を含めた再生事業の推進に着手に取り組む。特に、老朽化した団地型マンションの建替え等に関し、団地内の合意形成を含めた権利調整や一団地に係る建築規制等について、事業法も含めて制度の在り方を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	国土交通省 法務省
63	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。	平成27年度検討・結論、結論を得次第措置	公正取引委員会
64	蓄電池に係る消防法による規制の見直し	ニッケル・水素蓄電池に係る蓄電システムの設置に関して、規制対象を規定する単位をAh・セルからkWhへ変更することの適否について、消防法の省令に定める蓄電池設備の規制の見直しを含め検討し、結論を得る。	平成27年度検討、平成27年度を目処に結論	総務省
65	延べ面積が300㎡以下の建築物に関する建築士法第24条の8の書面交付義務の取扱いの明確化	延べ面積が300㎡以下の建築物についても、法令により定められた事項が記載された契約書等の書面が交付されるのであれば、建築士法第24条の8における書面交付義務は果たされていると解釈される旨につき、法改正の施行通知等で明確にし、これを周知する。	平成27年措置	国土交通省
66	特定敷地内における電波法規制の緩和	特定の敷地内に限って電界強度に係る規制を緩和することの可能性について、他の無線機器や上空を通過する航空機等に対して有害な混信・干渉を与えることのないような限定条件又は確認行為について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	総務省
67	主任無線従事者の講習受講機会の拡充	主任無線従事者が選任された後速やかに主任無線従事者講習を受講し、無線設備を操作する無資格者を監督する者として知識・技能を維持・向上させられるよう、現在年3回となっている受講の機会を拡充する。	平成27年度検討・結論・措置	総務省
68	展覧会における美術品損害の補償契約の手続の合理化	美術品補償制度適用のための文部科学大臣宛での申請書類について、2回目以降の申請においては、施設や設備に関する書類の提出を一定期間免除するなどの簡略化をする方向で検討し、必要な措置を講ずる。	平成27年度措置	文部科学省

69	イモビライザの装着義務化	イモビライザの装備を義務付けすることの要否について、国際的な取組の状況も踏まえつつ、自動車盗難の防止及びユーザーの負担の観点から費用対効果を勘案して検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	国土交通省
70	銀行代理業を行う銀行における許可申請書変更届出の簡略化	銀行が銀行代理業者である場合の銀行代理業者の許可申請書の変更届出の記載事項や添付書類の内容等について、具体的要望や監督上の必要性も踏まえ、簡略化する方向で検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁
71	確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	確定拠出年金の規約の変更手続の更なる緩和について、その個別の手続をそれぞれ精査した上で検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省
72	確定給付企業年金、厚生年金基金における実施事業所(設立事業所)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出額の計算方法について、厚生労働省令で定める計算方法のうち、①特別掛金収入現価を基に計算する額と②非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法のいずれか大きい額とする方法とした場合において、繰越不足金等のその他の不足を加算して比較することを可能とする。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省
73	エアラインチャーター便の運航に係る要件の見直し	航空事業者における国際貨物チャーターに関する具体的なニーズを調査した上で、必要に応じてチャータールールの見直しについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省
74	操縦士学科試験の受験機会の更なる拡充	平成26年4月から定期運送用操縦士等の受験機会を増加させたことによる乗員確保等への効果を確認し、更なる受験機会の増加について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	国土交通省

5 地域活性化分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

内閣の重要施策である地方創生に資するため、地域活性化分野における規制改革事項として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という4つの視点における以下の規制改革事項に重点的に取り組む。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

(2) 個別措置事項

① 空きキャパシティの再生・利用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	建築物の用途変更時等における規制の見直し①(廃校の利活用促進)	廃校の利活用を容易なものとするため、安全性を確保しつつ、事業者にとっての選択肢が拡大するよう性能規定の更なる合理化等の検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	国土交通省
2	建築物の用途変更時等における規制の見直し②(既存不適格建築物の用途変更時に係る規制の運用の整理・明確化)	既存不適格建築物の用途変更に係る規制について、関係者の要望・意見を踏まえ、特定行政庁ごとの運用解釈を整理し、必要な措置を講ずる。	平成27年度措置	国土交通省
3	建築物の用途変更時等における規制の見直し③(既存不適格建築物の増築時に係る規制の見直し)	吹き抜け部分増床や階高の高い室内での中間階設置等、建築物の内部に床を増設する小規模な一体増築を行う場合には、現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とする等、既存不適格建築物の増築時に適用される基準について、安全性を確保しつつ合理化できないか検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	国土交通省
4	建築物の用途変更時等における規制の見直し④(検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善)	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。 ②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。	①平成27年度以降継続的に検討・結論・措置 ②平成27年度措置	国土交通省
5	建築物の用途変更時等における規制の見直し⑤(用途変更を伴う建築行為に係る基準の見直しと運用の改善)	用途変更を伴う建築行為について、関係者の要望・意見を踏まえ、既存不適格建築物を用途変更する際に適合させる基準の内容や必要となる手続の事例等を整理し、必要な措置を講ずる。	平成27年度措置	国土交通省
6	用途地域における建築物制限の緩和①(住居専用地域における住民介護・看護用の事務所設置)	住居専用地域であっても住民に訪問介護・看護サービスを提供するための事務所を設置できるよう、必要な措置を講ずるとともに、措置内容を周知徹底する。	平成27年措置	国土交通省

7	用途地域における建築物制限の緩和②(遊休期間の別荘貸出し)	住宅として建築された別荘を、その所有者が利用しない遊休期間中に他人に有償で貸し出す場合は、旅館業法による許可が必要であるが、建築基準法の用途規制においては、地域の実情に応じて、地方公共団体が特別用途地区や地区計画を活用し、条例により必要な規定を定めた場合や特定行政庁が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて個別に許可した場合には、住居専用地域においても立地できることについて、地方公共団体に周知する。	平成27年度措置	国土交通省 厚生労働省
8	都市公園の利活用促進①(賑わい空間としての活用)	人が集まる賑わい空間として都市公園を活用する際、都市公園内における喫茶店等の飲食店や売店の設置は公園管理者の許可を受けることで可能であり、物品販売等の営利活動も可能であることを周知するとともに、これらの取組を促進するため、先進的な事例を紹介する。	平成27年度措置	国土交通省
9	都市公園の利活用促進②(住民による維持管理の取組促進)	住民参加による都市公園の維持管理の取組を促進するため、先進的な事例を紹介する。	平成27年度措置	国土交通省

②地域における道路の多面的機能の発揮

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
10	道路の利活用促進① (道路空間の利活用に関する取組の促進)	街中の道路については、自動車を中心とした交通目的としてだけではなく、地域の賑わいを創出する空間として積極的に利用し地域活性化を図るために、これまでに行われた道路空間の活用に関する有識者会議での議論の蓄積を踏まえて設けられた道路占用許可基準の特例制度等の活用が進むよう、制度の手続の流れや地方公共団体における工夫を含めた活用例を広く周知する。	平成27年度措置	国土交通省 警察庁
11	道路の利活用促進② (道路使用・道路占用の許可制度の弾力的な運用に係る周知)	地域の賑わいを創出する目的で、地方公共団体が関与するような公共性の高いイベント等の実施について申請があった場合には、警察及び道路管理者は、その社会的な意義を踏まえ、道路の構造や交通への支障の程度を低減させつつ、安全かつ円滑にイベント等が開催できるよう検討することとしており、また、許可した場合には、イベント等の実施主体と連携して必要な対策を講ずることとしているという弾力的な運用がなされていることを広く周知する。その際、合意形成が上手くなされた事例について紹介しつつ、道路使用許可・道路占用許可の申請における留意点や手続の流れを広く周知する。	平成27年度措置	警察庁 国土交通省
12	道路の利活用促進③ (協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置)	道路使用については、その行為を行う場所を管轄する警察署長が、個別具体の交通実態等に応じて、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を踏まえつつ許可を行うとともに、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することとなっているが、警察と地域のコミュニケーションを図るべきとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、道路使用許可申請者に協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずるよう改めて周知する。 また、地域活性化に資する空間として道路の利活用を図ろうとする者に対し、交通の安全と円滑の確保にも留意しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成を図ることを周知する方法について、まち・ひと・しごと創生本部及び地方公共団体の役割も含めて検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成27年度検討・結論・措置	警察庁 内閣官房
13	道路の利活用促進④ (アーケードの取扱いに関する通達の位置付け等に係る周知)	昭和30年2月1日発出の通達「アーケードの取扱いについて」に関し、文書の位置付けが技術的助言であり法的拘束力を有していないことを改めて周知する。 その際、当該技術的助言が法的拘束力を有していないことを表す例を紹介する。	平成27年度措置	総務省 国土交通省 警察庁
14	道路の利活用促進⑤ (立体道路制度の活用促進)	高架の歩行者専用道路等、道路の上部空間を活用して地域の活性化が進むよう、制度の利用例を紹介する。	平成27年度措置	国土交通省

③主に地方自治体が所管する規制の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
15	小規模宿泊業のための規制緩和①(イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和)	イベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケースについては、旅館業法の適用外となる旨を明確にし、周知を図る。	平成27年度措置	厚生労働省
16	小規模宿泊業のための規制緩和②(農林漁家民宿の対象範囲の拡大)	体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省
17	小規模宿泊業のための規制緩和③(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省
18	飲食店など複数の業種を営む場合の営業許可についての周知	それぞれの施設の基準に合致し、公衆衛生上支障がないと認められる場合には、許可を受ける業種が複数であっても施設を業種ごとに専用のものでなくてもよいことを、国から都道府県等に周知する。その際、新規に許可を受ける場合はもとより、既に営業を行っている事業者が、提供する商品の多様化等により追加で別の業種の許可を得ようとする場合も同様の考え方によることを明確化する。	平成27年措置	厚生労働省
19	臨時的に食品を提供する際の規制についての周知	各都道府県等において、地域の実情に応じて実施している臨時的な食品提供に係る規制について、その考え方や許可要件に関する情報をホームページに掲載することにより、事業者に分かりやすい形で公表するよう、国から都道府県等に対し技術的助言を行う。	平成27年度措置	厚生労働省

④その他地域活性化に資する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
20	移動・輸送手段の多様化①(自家用有償旅客運送における貨物の運送)	過疎地域等において、自家用有償旅客運送に付随して有償で買い物支援のための受注配達サービス等が実施できるよう、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の条件を満たした場合には、公共交通に関する計画等を必要としなないなど簡素な手続により、自家用有償旅客運送者が有償で少量の貨物を運送できる新たな制度の創設に向けて検討を行い、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省
21	移動・輸送手段の多様化②(福祉有償運送の対象者、対価の明確化)	福祉有償運送において、地域の移動困難者の送迎ニーズに十分に対応し、その運営に支障を来すことが無いよう、以下の点について周知徹底する。 ①運営協議会等により、福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者となることが可能であること ②旅客から収受する対価に、輸送に係る適切な範囲内であれば、オペレーターの人件費等も実費の範囲として含むことは可能であること ③旅客から収受する対価については実費の範囲内で定めるものであり、「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」はあくまでも目安であること	平成27年措置	国土交通省
22	移動・輸送手段の多様化③(運営協議会の改善)	福祉有償運送についての運営協議会の設置状況の調査を行い、公表する。また、運営協議会を設置していない地方公共団体が新たに運営協議会の設置を検討する場合、運輸支局等は地方公共団体に設置に当たっての支援を引き続き行うこととする。	平成27年度措置 (設置に当たっての支援は継続的に実施)	国土交通省
23	着地型観光を促進するための旅行業の見直し①(第三種旅行業者の範囲の拡大)	第三種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の催行範囲(拠点区域)について、各地域及び事業者の個別、具体的なニーズも踏まえ、拠点区域の範囲の見直しも視野に入れ、検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省
24	着地型観光を促進するための旅行業の見直し②(地域限定旅行業等の登録の容易化)	ホテル・旅館についての旅行業等の登録要件について、ホテル・旅館のニーズ及び登録を受けるに当たり障壁となる要件について把握した上で、かかる要件の在り方について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省
25	着地型観光を促進するための旅行業の見直し③(旅行業務取扱管理者試験の見直し)	着地型旅行のみを取り扱う営業所に選任すべき旅行業務取扱管理者の資格試験について、現行の国内旅行業務取扱管理者試験より簡易な試験を新設することを含め、見直しに向けた検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省

26	建設業許可基準の見直し①(経営業務管理責任者としての一定の経験が必要な「役員」の範囲の見直し)	建設業許可基準において経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)」に、業務の執行権限を明確に委譲されている等、一定の要件を満たす者(一定の要件を満たすいわゆる執行役員等を想定)も含めることとする。	平成27年度措置	国土交通省
27	建設業許可基準の見直し②(経営業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し)	5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省
28	建設業許可基準の見直し③(経営業務管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることの証明書類等の合理化)	常勤の役員の1人が、許可対象業種の建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることを示すために事業者が提出する書類は、必要最小限のものとなるよう、ガイドライン等の見直しを行う。	平成27年度措置	国土交通省
29	建設業許可基準の見直し④(建設業の許可基準の在り方の見直し)	建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。	平成27年度検討開始	国土交通省
30	建設業に係る技術者専任要件の見直し①(現場ごとの技術者専任に係る請負金額要件の見直し)	建設業法における監理技術者等の専任に係る請負金額要件について、経済・社会情勢の変化等を踏まえた見直しについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省
31	建設業に係る技術者専任要件の見直し②(適正かつ効率的な技術者の確保、配置のための制度・運用の見直し)	技術者の専任が負担となり、建設工事の適正かつ円滑な受発注に支障を来しているケースについて、事業者等の意見も聞きながら、運用面も含めた制度上の課題を整理した上で、適正な施工が確保されることを前提に、事業者が個々の技術者の適性(専門性、経験など)や現場の状況等に応じて、より効率的に技術者の確保、配置ができるよう、「監理技術者制度運用マニュアル」等の見直しを行い、周知・徹底する。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省

32	都市再開発における 手続の合理化①(都市 計画決定及び市街地 再開発組合の設立認 可に係る手続の合理 化)	①市街地再開発事業の都市計画決定に当たっては、法律上、地権者等の同意は要件とされておらず、大多数の地権者等の同意や、同意を証明する書面の提出を必要とするなど、過度に慎重な対応を行うべきでないことについて、改めて周知・徹底を図る。同時に、やむを得ず都市計画の決定時に地権者の同意を求める必要がある場合も、都市計画の内容に変更が生じないという予測のもとで、都市計画決定の手続と市街地再開発組合の設立認可の手続を並行して進めることが可能であることを明確化する。 ②上記の一連の手続が適切かつ効率的に進められた事例を蓄積し、事業者、関係地方公共団体の双方に対して定期的に周知・共有する。	①平成27年度上期措置 ②平成27年度措置(以降、定期的に措置)	国土交通省
33	都市再開発における 手続の合理化②(市街 地再開発組合の設立 に係る地権者の合意 形成の在り方の検討)	運用上、過度に多数意見の地権者の権利が制限される恐れがある場合について、事例や想定されるケースを踏まえた課題等の整理を行うとともに、関係者の意見等も聞きながら、法定再開発における少数意見の地権者の権利保護の考え方や適切な合意形成の在り方について検討し、結論を得る。	平成27年度検討 開始、平成28年 度結論	国土交通省
34	都市再開発における 手続の合理化③(市街 地再開発事業に係る 施行区域要件の整理)	地方公共団体や事業者等にとって、法定再開発による事業の選択肢を実質的に拡大するため、施行区域に関し、合計に占める耐火建築物の面積や、耐用年限に対する経過年数に係る要件を満たさない場合でも、他の要件に適合することで高い公共性が認められ、現に再開発が実現された事例や、今後想定される再開発のモデル等を関係者の意見を踏まえて整理し、公表する。	平成27年度措置	国土交通省
35	都市再開発における 手続の合理化④(市街 地再開発事業によって 実現される公共性の 在り方の再整理)	都市再開発法が目的としている土地の高度利用や都市機能の更新は、必ずしも木造密集地域の解消や人口密集地における再開発のような高層ビル等の建築を伴う事業のみを指しているものではなく、都市の国際競争力の向上や地方の魅力創出等も含め、その地域に合った公共性を実現するための手法として、より一層都市の価値の向上に資する活用がなされるよう、法定再開発が果たす公共性の在り方を再整理し、公表する。	平成27年度措置	国土交通省
36	深夜酒類提供飲食店 の営業開始届出の運 用合理化	深夜酒類提供飲食店の営業を行う場合に提出が必要な届出書の添付書類について、法令上規定されていない保健所の営業許可証の写しを届出時に求められる場合があるとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、深夜酒類提供飲食店営業の届出制度の適切な運用について指示する。	措置済み	警察庁
37	古物商における相手 方の真偽確認方法の 選択肢拡大	古物営業法における古物商による相手方の真偽の確認方法として、電子タブレット等に対して行った手書きの署名を用いる方法も認めるべきとの指摘について、古物商における当該方法の需要について調査を実施するなどした上で、その実施方法や古物営業法施行規則の改正の可否等について検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検 討・結論、結論を 得次第措置	警察庁